



教政第224号  
平成30年6月1日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

学校における働き方改革について（通知）

県教育委員会では、21世紀を生き抜く児童生徒に必要な資質・能力を高める教育を一層行っていくため、「学校における働き方改革」を推進しています。

その一環として、平成29年11月8日付け依頼文により、各市町村教育長に対し、「まずはできるところから着手する」という考え方のもと、学校閉庁日の検討や部活動休養日の徹底等を依頼し、保護者、地域住民及び関係団体等の理解が得られるよう学校と連携した働きかけをお願いしたところです。

しかしながら、文部科学省の調査によると、いわゆる「過労死ライン」といわれる月の超過勤務時間数が80時間<sup>\*</sup>を超えている教員の割合は、小学校で約3割、中学校で約6割となっており、県教育委員会としても長時間勤務の問題は最重要課題と捉えています。

県では、家庭と地域と学校が果たすそれぞれの役割を確認し、相互に協力して児童生徒を支え、育んでいくため、県教育委員会、県公立高等学校PTA連合会及び県特別支援学校PTA連合会が連携し、学校における働き方改革を更に進めてまいります。

つきましては、県立学校に対し、別添1「県立学校における働き方改革に向けた御理解と御協力について（保護者向け）」及び別添2「県立学校における働き方改革のためのメッセージ（教職員向け）」を送付しましたので、写しを送ります。

各市町村教育委員会におかれましても、別添3、別添4を参考に、保護者や教職員の皆様の理解を得ながら取組を進めていただきますようお願いいたします。

なお、県PTA連合会に対して本取組について説明し、御理解いただいております。

県教育委員会としては、県全体で働き方改革への取組を進めていきたいと考えており、今後、各市町村における進捗状況の把握を予定していることを申し添えます。

※厚生労働省の脳・心臓疾患の労災認定における要件の一つで、労働時間の評価の目安

<問合せ先>

熊本県教育庁 教育政策課

教育企画班（学校改革PT）

担当：梶原、宮田

TEL：096(333)2673（直通）

FAX：096(384)1509

E-mail：miyata-a-d@pref.kumamoto.lg.jp



参 考

平成30年 月

保護者の皆様へ

〇〇市町村教育委員会  
〇〇郡市PTA連絡協議会

学校における働き方改革に向けた取組への御理解と御協力について

保護者の皆様には、日頃より〇〇市町村の教育に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

〇〇教育委員会では、21世紀を生き抜く児童生徒に必要な資質・能力を高める教育を一層行っていくため、「学校における働き方改革」を推進しています。

その一環として、各学校において、〇〇〇〇や〇〇〇〇の取組を進めていただいているところです。

しかしながら、文部科学省の調査によると、いわゆる「過労死ライン」といわれる月の超過勤務時間数が80時間<sup>※</sup>を超えている教員の割合は、小学校で約3割、中学校で約6割となっており、〇〇市町村教育委員会としても長時間勤務の問題は最重要課題と捉えています。

学校における働き方改革は、教育の質の向上を支えるものであり、家庭・地域・学校の三者が連携・協働して児童生徒の成長を支えていくためにも必要です。

つきましては、家庭と地域と学校が果たすそれぞれの役割を確認し、相互に協力して児童生徒を支え、育てていくため、〇〇市町村教育委員会と〇〇郡市PTA連絡協議会が連携し、以下の取組を進めてまいりますので、保護者の皆様の御理解・御協力をお願いいたします。

※厚生労働省の脳・心臓疾患の労災認定における要件の一つで、労働時間の評価の目安

- 1 夏休み等に学校閉庁日の設定を進めます。
- 2 運動部活動の指針の徹底を進めます。  
文化部活動についても、当面、運動部活動の指針に準じた取組を進めます。

	中学校	小学校
1週間の練習日	5日以内 ※平日1日以上、週末（土曜及び日曜）1日以上計2日以上を休養日	原則4日以内 ※土日祝日は原則として活動しない
平日の練習時間	長くとも2時間程度	原則2時間以内 ※毎月第1日曜は完全休養日（家庭の日）
土日祝日、長期休業中の練習時間	長くとも3時間程度 ※毎月第1日曜は完全休養日（家庭の日）	

※小学校運動部活動については、社会体育移行まで

- 3 勤務時間外において、児童生徒の生命や安全に関わる重大事態などの緊急時を除き、留守番電話やメールなどによる保護者等への対応を進めますので、御理解・御協力をよろしくお願い致します。

<参考>

出典：厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署「脳・心臓疾患の労災認定」

### 認定要件3『長期間の過重業務』

著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められるか否かについては、業務量、業務内容、作業環境等具体的な負荷要因を考慮し、同僚等にとっても、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断します。

業務の過重性の具体的な評価に当っては、疲労の蓄積の観点から、労働時間のほか、①不規則な業務、②拘束時間の長い業務、③出張の多い業務、④交替制勤務・深夜勤務、⑤作業環境（温度環境・騒音・時差）、⑥精神的緊張を伴う業務の負荷要因について十分検討することとなっています。

#### 【労働時間の評価の目安】

疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられる労働時間に着目すると、その時間が長いほど、業務の過重性が増すところであり、具体的には、発症日を起点とした1か月単位の連続した期間をみて、

- ① 発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱いと評価できること
- ② おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症の関連性が徐々に強まると評価できること
- ③ 発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること

を踏まえて判断します。

注) 1. ①の場合の「発症前1か月間ないし6か月間」は、発症前1か月間、発症前2か月間、発症前3か月間、発症前4か月間、発症前5か月間、発症前6か月間のすべての期間をいいます。

2. ③の場合の「発症前2か月間ないし6か月間」は、発症前2か月間、発症前3か月間、発症前4か月間、発症前5か月間、発症前6か月間のいずれかの期間をいいます。

## 〇〇市町村立学校における 働き方改革のためのメッセージ

私たちは、21世紀を生き抜く児童生徒に必要な資質・能力を高める教育を一層行っていくため、「今できることから直ちに取り組む」という考え方のもと、『学校における働き方改革』を推進しています。

学校における働き方改革は、教育の質の向上を支えるものであり、家庭・地域・学校の三者が連携・協働して児童生徒の成長を支えていくためにも必要です。

家庭と地域と学校が相互に協力して児童生徒を支え、育てていくため、〇〇市町村教育委員会、〇〇郡市PTA連絡協議会は、下記の取組を連携して進めてまいります。

- ① **夏休み等における学校閉庁日の設定**
- ② **運動部活動の指針の徹底  
文化部活動も当面、運動部活動の指針に準じる**
- ③ **勤務時間外において、児童生徒の生命や安全に関わる重大事態などの緊急時を除き、留守番電話やメール等による保護者等への対応**

平成30年 月

〇〇市町村教育委員会  
〇〇郡市PTA連絡協議会